

2019年度 茅ヶ崎市看護師等奨学生募集案内

茅ヶ崎市では、助産師・看護師（以下「看護職員」という。）として、将来茅ヶ崎市立病院で働きたいと思っている方に奨学金の貸し付けを行っています。

1 奨学金を受けるためには

■看護職員 **養成施設に在学する方** で、次に掲げる条件を備えたものに奨学金を貸し付けます。

（１）成績がすぐれ、性行が正しく、かつ、身体が健康である方

（２）養成施設を卒業した後、看護職員として茅ヶ崎市立病院に勤務する意思がある方

（３）35歳までに当該免許取得可能な方

■ただし、次の方は申込みをすることができません。

（１）申込み時において、養成施設（看護）の最終学年に進級している方

（２）養成施設（助産師）に在学している方で、茅ヶ崎市職員採用試験（助産師）を受験し、すでに合格している方

2 奨学金の額

■**月額 50,000円** です。

■奨学金には利子がつきません。

3 奨学生の選考

■選考によって奨学金の貸付けを受ける方（以下「奨学生」という。）を決定します。選考は書類審査と面接によります。

※この選考は奨学生を決定するためのものであり、将来、茅ヶ崎市立病院の職員として **採用することを約束するものではありません。**

※茅ヶ崎市立病院の職員として採用されるためには、あらためて採用試験を受け、合格しなければなりません。

4 奨学金の返還

■養成施設 **卒業後に奨学金の全額を返還していただくことが原則** です。

■ただし、茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に合格し、職員として採用された場合は、返還の猶予及び免除を受けることができます。

※（7 奨学金の返還免除を参照して下さい。）

■茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に不合格となった場合は、貸し付けた奨学金の全額を返還していただきます。

■奨学金は **貸し付けた期間の3分の2以内の期間で返還** しなければなりません。

■正当な理由がなく、定められた期間内に返還しない場合、年14.6%

の遅延利息を徴収する場合があります。

5 貸し付けの廃止

■養成施設に在学中であっても、以下の事項のいずれかに該当する場合は奨学金の貸し付けを廃止し、貸し付けた奨学金の全額を返還していただきます。

- (1) 養成施設を退学したとき、または退学させられたとき
- (2) 奨学生であることを辞退したとき
- (3) 疾病等のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき
- (4) 停学の処分を受けたとき
- (5) 学業成績または性行が著しく不良となったと認められるとき
- (6) 虚偽その他不正な方法により、奨学金の貸し付けを受けたことが明らかになったとき
- (7) その他奨学金の貸し付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

6 奨学金の返還猶予

■養成施設卒業後、茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に合格し、職員として採用された方は **職員として勤務している期間は奨学金の返還が猶予** されます。

7 奨学金の返還免除

■茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に合格し職員として採用された方は、**奨学金の貸し付けを受けた期間に相当する期間を勤務したときは返還を免除** されます。

■貸し付けを受けた期間に相当する期間を勤務しないで退職する場合は、その勤務した期間に相当する期間の奨学金の返還は免除されますが、残りの期間に相当する奨学金は返還していただきます。

8 募集人数 年度で合計5名程度

9 受付期間と面接日

区分	面接日	受付期間
6月期	2019年 6月 8日(土)	5月 7日(火)～ 5月31日(金)
2月期	2020年 2月15日(土)	1月 6日(月)～ 1月31日(金)

※2020年4月から養成施設に入学する方は、2月期に申込みください。

10 申込みの方法等

(1) 提出書類

	養成施設に 在学する方		2020年4月か ら養成施設に入学 することが決定し ている方	
	三年制の 1年生 または 四年制の 1～2年生	三年制の 2年生 または 四年制の 3年生	高校3年	既 卒
ア 奨学金貸付申請書（第1号様式） 連帯保証人2人 うち親権者またはこれに準ずるもの1人 うち親族、知人、その他の人 1人	○	○	○	○
イ 履歴書（写真貼付）市販のもの	○	○	○	○
ウ 健康診断書（3か月以内受診のもの）	○	○	○	○
エ 戸籍謄本（3か月以内交付のもの）	○	○	○	○
オ 在学証明書	○	○	-	-
カ 成績証明書	○ ※1	○	○ ※2	-
キ 高校卒業見込証明書	-	-	○	-
ク 入学許可証の写し （未着であれば合格証の写し）	-	-	○ ※3	○ ※3

- ※1 1年次の成績証明書を提出する。修業中のため養成施設から発行できない場合は高校3年次の成績証明書を提出する。
- ※2 高校3年次の成績証明書を提出する。
- ※3 申込時点で入学許可証が届いていない場合は、合格証の写しを提出する。入学許可証が届き次第、この写しを提出する。

(2) 提出先

〒253-0042

神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目15番1号

茅ヶ崎市立病院 病院総務課経営総務担当

TEL 0467-52-1111(内線) 1121

(3) 申込みの方法

提出書類は、直接持参又は簡易書留にて郵送してください。

※**直接持参**の場合の受付は土・日・祝日以外の8時30分～17時15分

※**郵送の場合**は、締め切り当日の**必着**とします。

※申込みの際に提出された書類は、お返しできません。

1 1 貸付けが決定してからの手続き

(1) 貸付けが決定したとき

①誓約書（第3号様式）※通知が届いた日から 15日以内に提出

連帯保証人2人

うち親権者またはこれに準ずるもの	1人
うち親族、知人、その他の人	1人

②連帯保証人の印鑑証明

(2) 貸付けを受けている間

①奨学金受領書（第4号様式）

※各回の奨学金受領から7日以内に提出

(3) 貸付けが終了（最後の回の奨学金を受領）したとき

①奨学金借用証書（第6号様式）

②奨学金返還明細書（第7号様式）

※①②ともに受領から15日以内に提出

(4) 当院に採用され看護職員として勤務を開始したとき

①奨学金返還猶予申請書（第10号様式）

(5) 貸付けを受けた期間に相当する期間、当院で看護職員として勤務したとき

①奨学金返還全部（一部）免除申請書（第12号様式）

(6) 貸付けを辞退するとき

①奨学金貸付辞退届（第5号様式）

②奨学金借用証書（第6号様式）

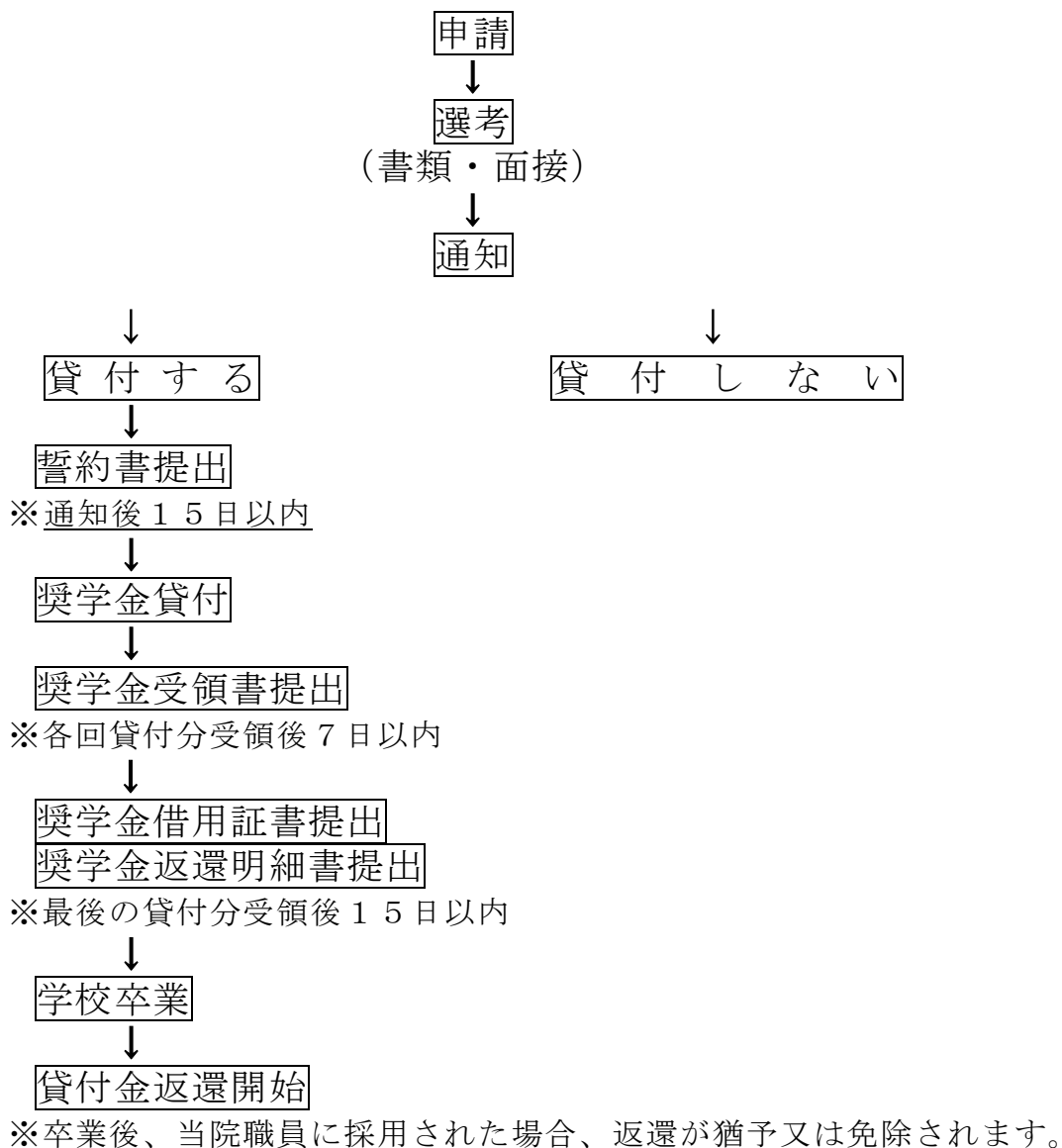
③奨学金返還明細書（第7号様式）

※②③はすでに貸付けを受けている場合、ともに最後の回の奨学金受領から15日以内に提出

(7) 返還方法を変更するとき

①奨学金返還方法変更申請書（第8号様式）

1 2 奨学金貸付けの流れ



1 3 問い合わせ先

奨学金の申請、制度等についてご質問がある場合はご連絡ください。

茅ヶ崎市立病院 病院総務課経営総務担当

TEL 0467-52-1111(内線) 1121